

施策名	目標3－4土壌環境の保全											担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室						
施策の概要	○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。 ○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。 ○土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年9月				
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。											政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全						
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定) 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理等 第3部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全に関する取組及び第5節包括的な化学物質対策に関する取組																		
測定指標	基準値			目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成						
		基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度								
	1	土壌汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績＝措置実施区域数／要措置区域数)	－	－	100	－	100	100	100	100	100	100	土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。	△					
					96.3	97	96.8	集計中	－	－	－								
	2	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	－	－	100	－	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。	○					
					100	100	100	100	－	－	－								
3	土壌環境基準等の設定・見直し等に係る調査等の事業の実施件数	－	－	－	－	3	2	2	2	－	－	－	環境基本法では、環境基準について常に科学的に適切な判断を加えて改定することとしているため、土壌環境基準等の設定・見直し等を測定指標として設定した。また、これらの設定・見直し等を検討した結果、直ちに設定・見直し等を行う必要がない場合もあるため、定量的な測定指標としては検討を行った項目の数として設定した。なお、継続的に達成・維持を目指すべきものであるため、具体的な目標年度の設定は困難である。	○					
						3	2	2	2	－	－	－							
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 土壌汚染対策費(平成28年度)		1.2	004821	(5) ー		ー	ー	(9) ー		ー	ー	(13) ー		ー	ー	(17) ー		ー	ー
(2) 環境管理技術調査検討費(昭和50年度)【関連R5-7、関連R5-9】		1	004786	(6) ー		ー	ー	(10) ー		ー	ー	(14) ー		ー	ー	(18) ー		ー	ー

